

新規事業開発支援補助金

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

地域の金融機関等と連携して新規事業を開発・実施するために必要な経費の一部を補助します。

- 対象者
個人もしくは従業員が10人未満である民間事業者
・個人…町内に住所を有している方
・法人…法人登記簿上の本社所在地を町内に置いている事業者
- 補助上限額
500万円
※金融機関から無担保・無保証で融資を受ける事業であることを条件として、融資額以下で500万円を上限に補助します
- 対象事業
・補助金事業者が新たに行う事業
・補助を受けることにより、1人以上の新規雇用（パート含む）を創出するか、補助額の2倍以上の売上額の増加が事業計画の目標値として設定されている事業
※目標を達成するための期間は、3年程度とします
- 補助対象経費
施設整備費、機械装置費、備品費、付随業務（役務費、委託費、修繕料）
- 申込期限
7月31日(水)
※その後、日を改めて審査会を行います
※申し込みを検討している方は必ず事前にお問い合わせください

北海道地域防災マスター認定研修会

総務課 研修防災グループ ☎ 27-2322

地域の防災リーダーとして活躍していただける「地域防災マスター」を募集しています。

- 対象
防災活動に興味・関心のある方、防災経験がある警察、消防、自衛隊などの現職・OBの方、消防団などで防災活動に取り組んでいる方
- 研修内容
指導者向け防災講座、災害図上訓練（DIG）、応急救護など
- 地域防災マスターの活動事例
・平常時の活動…自主防災組織結成・参加の呼びかけ、地域の防災訓練・防災研修会等への参加、災害経験談の伝承など
・災害時の活動…自主防災組織や近隣住民と連携協力して行う初期消火、負傷者等の救出・救助、被災情報・被災者ニーズを市町村等へ提供、その他避難支援、避難所運営支援など
・その他…市町村や企業等と連携した活動など

- ▷札幌市開催
8月24日(土)10時30分～16時30分 北海道庁赤れんが庁舎 2階 1号会議室
- ▷岩見沢市開催
8月25日(日)10時00分～16時00分 空知総合振興局 4階講堂
- ▷苫小牧市開催
10月26日(土)10時30分～16時30分 苫小牧消防防災訓練センター

※受付は申し込み順です。会場の収容人数に達し次第受付終了となります
※研修会の会場までは町が送迎します

厚真町教育フォーラム

教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ ☎ 27-2494
(青少年センター内)

小中一貫教育について語り合いませんか。

- 日 時 7月26日(金)13時～15時30分
 - 会 場 総合福祉センター 大集会室
 - 参加費 無料
※7月16日(火)12時までにお申し込みください
- 地域・家庭・学校が連携してチーム厚真で子どもたちを育む教育を目指しています。
皆さんのお声と知恵をお寄せください。

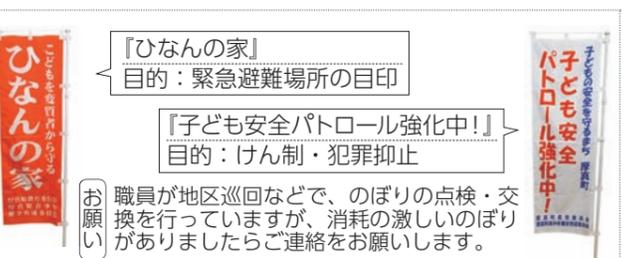
- 第1部 骨子説明 13時15分～13時40分
厚真町の小中一貫教育全体構想の骨子の説明
町小中一貫教育推進委員会委員長 井内宏磨（上厚真小学校長）
- 第2部 シンポジウム 13時40分～14時25分
テーマ「小中一貫教育を通して学びをつなぎ、広げ、支える取組とは？」
シンポジスト：北海道教育庁胆振教育局 教育支援課 課長 竹内結美氏
北広島市教育委員会 小中一貫教育課 課長 富田英禎氏
町小中一貫教育推進委員会 委員長 井内宏磨（上厚真小学校長）
町小中一貫教育推進委員会 委員 大宮貴子（上厚真小学校教諭）
- 第3部 ワークショップ 14時35分～15時30分
テーマ「ふるさと厚真に学ぶ教育をすすめるために」
コーディネーター：町小中一貫教育推進委員会 副委員長 阿部隆之（厚真中学校長）
助 言：北海道教育庁胆振教育局 教育支援課 課長 竹内結美氏
北広島市教育委員会 小中一貫教育課 課長 富田英禎氏

変質者から子どもを守りましょう

教育委員会 生涯学習課 社会教育グループ ☎ 27-2495
(青少年センター内)

子どもたちの安全確保のため、のぼりを掲揚しています。

児童・生徒が被害に遭うなどの痛ましい報道があとを絶ちません。交通事故はもちろん、不審者など、子どもたちの周りにはさまざまな危険が潜んでいます。
子どもたちを犯罪や事故から守り、みんなが安心して地域の中でのびのびと生活できるよう、緊急避難場所の目印となるのぼりを町内適所に設置・掲揚しています。
学校、家庭、地域、町が一体となって防犯意識を高め、協力して取り組むことが極めて重要です。地域全体で子どもの安全を守るために、皆様のご理解とご協力をお願いします。



- 子どもが助けを求めてきたら…
- ① 子どもを優しく保護してください
 - ② 何があったかを子どもに確認してください
(変質者に襲われた、声をかけられた、つきまとわれた、車に誘われたなど)
 - ③ 110番に通報してください
(事情を確認して警察に通報してください)
 - ④ 警察が到着するまで保護してください
※家の電話番号がわかれば保護者に連絡してください
※協力者の安全のため、変質者などを追いかけることはやめてください

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
町民福祉課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

後期高齢者医療制度

令和元年度の保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

令和元年度の保険料について、7月に個別にお知らせします。

保険料の支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、町民福祉課町民生活グループへお申し出ください(本人の保険証、通帳、お届け印を持参してください)。口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
税申告の際の社会保険料控除は、お支払いする方に適用されます(年金からのお支払いの場合、本人が対象になります)。

均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します(被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります)。また、昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。
※令和元年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充され、また、軽減特例の見直しにより9割軽減から8割軽減に変更になりました
※8.5割軽減に該当する方の軽減特例の見直しは令和2年度に実施予定です

所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員全体の軽減判定所得の合計)	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
33万円以下かつ被保険者全員が所得なし		8割	7割	
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)以下	2割	2割		

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。
※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、町民福祉課町民生活グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険証(被保険者証)が新しくなります

新しい保険証は
だいたい
橙色です

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(水)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は1年間です。
7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**橙色の保険証**をご使用ください。紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民福祉課町民生活グループまでお申し出ください。

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

新しい減額認定証は
黄緑色です

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日(水)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。
引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日(木)からは**黄緑色の減額認定証**をご使用ください。
新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民福祉課町民生活グループへ申請してください。
区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
・老齢福祉年金を受給されている方

医療給付サービス

町民福祉課 町民生活グループ (総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871

町では、乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費を助成しています。

●受給者証が更新されます

現在お持ちの各受給者証の有効期間は7月31日(水)までです。
該当者には、新しい受給者証を7月25日(木)頃から送付しますので、7月31日(水)までに届かない場合は、ご連絡ください。

●乳幼児等医療受給者証は全道の医療機関で使用できます

乳幼児等医療受給者証は平成30年8月1日から全道の医療機関で使用できるようになりました。医療機関等を受診した際は必ず保険証と一緒に受給者証を窓口へ提出するようお願いいたします。

■乳幼児等医療費

対象者 0歳～小学生
対象となる医療費 0歳～未就学児▶入院・通院費 小学生▶入院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
乳初	[90] [91] [92]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円)
乳課	[90] [92]	初診料を含めて1割に相当する額 上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月)

■ひとり親家庭等医療費

対象者 ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の母親または父親とお子さん(親に扶養されている20歳までの方)
対象となる医療費 入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
親初	[93] [94] [95]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
親課	[93] [95]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月(年間上限：144,000円)

■重度心身障害者医療費

対象者 身体障害者手帳1～3級を交付されている方(3級は内部障害のみ)および重度の知的障害のある方(おおむねIQ50以下の方)
※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入が必要です
対象となる医療費 入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
障初 老初	[45] [46] [47]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
障課 老課	[45] [47]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月(多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月(年間上限：144,000円)